

1 守秘義務

職員は職務を通じて知り得た情報を、本人やご家族の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはならない。なお、この守秘義務は離職後も同様とします。

2 サービス内容の十分な説明とリスク等の説明

サービスを提供する際は、重要事項等十分に説明を行って同意を得るとともに、利用の際に生じるリスクをできる限り詳しく説明します。

3 丁寧で誠実な態度

利用者やそのご家族に説明や相談をする場合は、たとえ一職員であっても法人を代表しての発言であることを認識し、無責任な回答や説明をしてはならない。

4 情実取引の排除

職員は縁故者や友人、その他何らかの個人的利害関係のあるご利用者や取引先が現れたとき、その旨を直属の上司に報告して情実的な関係に傾かないように考慮し、必要に応じて指示を受けなければならない。

5 公正な取引先選定

職員は、品質、サービスの内容、価格、過去の実績、信頼度等を総合的に判断し、それに基づいて取引先を決定しなければならない。そのため、納入業者等から金品や接待を受けてはならない。

また、必要に応じて入札、複数社からの相見積りを取るなどの措置をとり、公平性を担保します。

6 リベート要求の禁止

自己の立場を利用して、取引先に金品や接待を求めてはならない。また、第三者の目には不自然な行為に映る場合もあるので、誤解を受けるようなことのないよう配慮します。

IV 福祉事業者としての行動基準

1 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法等の遵守

社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法等の関係法令、並びに山形県、天童市の条例及び諸規定を遵守し、施設運営を行います。

2 人員配置基準及び運営基準等の遵守

介護保険法及び県基準等に沿って各基準を遵守します。

3 定員の遵守

あらかじめ定められた基準を上回る定員を受け入れることはしません。ただし、虐待や緊急災害時など市町村から措置命令が下された場合は、法の定めるルールに従うものとします。

4 平等で適正な利用の受け入れ

利用者を受け入れる場合は、入所判定会議の開催等定められた基準に従って、平等で適正な受け入れを行うよう努めます。

5 設備基準の遵守

設備基準の遵守はもちろんのこと、設備の破損・故障の有無を常に点検し、ご利用者が安全で快適な生活ができるよう環境の維持に努めます。

6 消防法の遵守

避難路に可燃物や障害物が置かれていなければ、スプリンクラーの散水障害になるものはないか日常的に確認します。

また、防災訓練を事業計画に記載し実施するとともに、非常連絡網を整備して緊急事態に備えます。消防法上の計画や点検は防火管理者が中心になって行います。

7 労働者の保護

事業者は、労働者の権利を奪うような行為や労働者の犠牲の下に福祉を推進するような行為、命令を行いません。